

高知県薬局機能情報提供制度実施要領

1 目的

この要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「法」という。）第8条の2の規定に基づき、県民等が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）を公表する際の実施方法等を定め、薬局機能情報の適切な運用を図り、県民等による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の取扱方針

- (1) 知事は、常に正確、迅速かつ適切な薬局機能情報の収集及び提供に努めるものとする。
- (2) 薬局開設者は、自らの責任において薬局機能情報を知事に対して報告しなければならない。
- (3) 知事は、報告を受けた薬局機能情報について、原則として薬局開設者の報告のとおり公表するものとする。
- (4) 薬局開設者は、常に正確かつ適切な薬局機能情報の提供に努めなければならない。

3 薬局機能情報の報告の種別、方法等

- (1) 薬局機能情報の報告の種別、報告の時期については、別表のとおりとし、報告の方法は、原則、医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」という。）により行うこととするが、G-MISでの報告が困難である等の事由がある場合には、書面による報告ができる。
- (2) 前項の規定により、書面での報告を行う場合の様式は別表のとおりとする。
- (3) 薬局機能情報の報告は、薬局を所管する保健所（高知市内に所在する薬局については、県薬務衛生課）に行うものとする。

4 薬局機能情報の確認

- (1) 知事は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、薬局開設者及び関係官公署に対し、当該薬局に関する必要な情報の提供を求めることができる。
- (2) 知事は、薬局開設者が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該薬局の開設者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。
- (3) 知事は、薬局開設者が前項の指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合は、法第72条の3に基づき、薬局開設者に対し、期間を定めて、報告の要請又は報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。
- (4) 知事は、報告された薬局機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行ったにもかかわらず応答がなされず確認ができない場合又は、是正命令を行ってからは是正がなされるまでの期間においては、真偽が未確認である当該情報について公表を一時的に停止することができる。

5 報告事項の公表

- (1) 知事は、薬局開設者から報告された薬局機能情報について、薬局機能情報の全国統一的な検索・情報システム（以下「医療情報ネット」という。）により、速やかに公表する。
- (2) 知事は、法第10条に基づく休廃止等の届出が行われたときは、速やかに医療情報ネットから削除するものとする。
- (3) 薬局開設者は、報告した当該薬局の薬局機能情報について、電磁的方法又は書面により県民、患者等に提供しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成20年2月14日から施行する。
- 2 平成19年度における別表区分1に関する報告については、同「報告の時期」の欄中「毎年5月31日」とあるのは「平成20年2月29日」、「その年の4月1日」とあるのは「平成19年12月31日」に読み替えるものとし、同「報告様式」の欄については、「様式5（高知県医療機能調査票）」とする。
- 3 平成20年度における別表区分1に関する報告については、同「報告の時期」の欄中「毎年5月31日」とあるのは「平成20年9月30日」、「その年の4月1日」とあるのは「平成20年9月1日」に読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成28年11月7日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年12月5日から施行する。

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

この要領は、令和6年1月30日から施行する。

ただし、医療情報ネットでの公表は令和6年4月1日からとする。

別表

区分	報告の種別	報告の時期	書面による報告様式
1	<p>毎年定期的に行う報告（以下、「定期報告」という。）</p>	<p>毎年3月末日までにその前年の12月31日現在の状況を報告</p> <p>なお、地域連携薬局等に関する事項については、認定を受けたときから10日以内に認定に係る事項を報告</p>	<p>① 様式1（定期報告） ② 様式5（高知県薬局機能調査票）（該当部分に限る。）</p>
2	<p>（1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第1に掲げる情報のうち、第1の項第1号に掲げる基本情報及び第3号薬局サービス等のうち薬剤師不在時間の有無について変更が生じたときに行う変更の報告（以下、「変更報告」という。）</p> <p>【基本情報等】</p> <p>① 薬局の名称 ② 薬局開設者 ③ 薬局の管理者 ④ 薬局の所在地 ⑤ 薬局の面積 ⑥ 店舗販売業の併設の有無 ⑦ 電話番号及びファクシミリ番号 ⑧ 電子メールアドレス ⑨ 営業日 ⑩ 開店時間 ⑪ 開店時間外で相談できる時間</p> <p>⑫ 健康サポート薬局である旨の表示の有無 ⑬ 地域連携薬局の認定の有無、専門医療機関連携薬局の認定の有無（有の場合は規則第10条の3第1項に規定する傷病の区分を含む。） ⑭ 薬剤師不在時間の有無</p> <p>（2）高知県で定める「高知家健康づくり支援薬局」の認定の有無についての変更報告</p>	<p>変更が生じたときから10日以内に変更事項を報告</p>	<p>① 様式2（変更・訂正報告） ② 様式5（高知県薬局機能調査票）（該当部分に限る。）</p>

3	<p>基本情報等以外の事項に係る変更の報告</p> <p>【基本情報等以外の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 薬局までの主な利用交通手段 ② 薬局の駐車場 ③ ホームページアドレス ④ 相談に対する対応の可否 ⑤ 相談できるサービスの利用方法 ⑥ 対応することができる外国語の種類 ⑦ 障害者に対する配慮 ⑧ 車椅子の利用者に対する配慮 ⑨ 特定販売の実施 ⑩ 薬局製剤実施の可否 ⑪ 薬局医薬品の取扱品目数 ⑫ 要指導医薬品及び一般用医薬品の取扱品目数 ⑬ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第四十三条第六項に規定する特別用途食品の取扱いの有無 ⑭ 配送サービスの利用 ⑮ 医療保険及び公費負担等の取扱い ⑯ 電子決済による料金の支払の可否 ⑰ 認定薬剤師の種類及び人数 ⑱ 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数 ⑲ 登録販売者その他資格者の人数 ⑳ 薬局の業務内容 ㉑ 地域医療連携体制 ㉒ 薬局の薬剤師数 ㉓ 医療安全対策の実施 ㉔ 感染防止対策の実施の有無 ㉕ 情報開示の体制 ㉖ 症例を検討するための会議等の開催の有無 ㉗ 総取扱処方箋数 ㉘ 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数 ㉙ 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数 ㉚ 患者満足度の調査 ㉛ 地域連携薬局 ㉜ 専門医療機関連携薬局 	<p>随時、速やかに報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 様式2（変更・訂正報告） ② 様式5（高知県薬局機能調査票）（該当部分に限る。）
---	---	------------------	---

4	報告内容に誤りがあったときに行う訂正の報告（以下「訂正報告」という。）	随時、速やかに報告	① 様式2（変更・訂正報告） ② 様式5（高知県薬局機能調査票）（該当部分に限る。）
5	廃止時に行う報告（以下「廃止時報告」という。）	廃止したときから10日以内に報告	様式3（廃止時報告）
6	休止及び再開時に行う報告（以下「休止・再開時報告」という。）	休止したときは10日以内に報告 再開したときも10日以内に報告	様式4（休止・再開時報告）
7	新たに開設許可、又は届出を行った薬局が行う報告（以下「新規開設許可・届出時報告」という。）	開設許可・届出後10日以内に開設時の状況を報告	様式5（高知県薬局機能調査票）

様式4（休止・再開時報告）

薬局機能情報報告書（休止・再開時報告用）

薬局の名称	
薬局の所在地	

休止時報告

薬局を_____年 月 日から_____年 月 日まで休止しますので報告します。

再開時報告

薬局を_____年 月 日から再開しましたので報告します。

年 月 日

住所 { 法人にあたっては主たる事務所の所在地

氏名 { 法人にあたっては名称及び代表者の職・氏名

高知県知事 様

連絡先電話番号（ - - ）

【注意】

- 1) 不要な文字は消すこと。
- 2) 休止・再開後 10 日以内に報告すること。
- 3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 10 条に基づく休止・再開の届出については、別途届出が必要。